

(平成21年11月11日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認青森地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年9月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年9月から51年3月まで  
社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付した記録が無いとの回答をもらった。  
しかし、申立期間については、会社を退職後、市役所より国民年金に加入するよう連絡があり、自分で国民年金の加入手続を行い、納付書が送られて来たので、母に依頼して国民年金保険料を納付した記憶があるので、未納とされていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間である上、厚生年金保険への加入直前に国民年金への加入手続をしており、加入手続時に国民年金保険料を納付する意思があったことがうかがわれる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和51年3月22日と確認でき、申立期間は国民年金保険料の現年度納付が可能な期間である。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料を申立人に代わって納付したとする申立人の亡き母は、国民年金加入期間の保険料を完納している上、厚生年金保険と国民年金の切替手続も適正に行われていることから、年金に対する意識が高かったと思われ、その母が、申立人に依頼された申立期間の保険料を未納のままとする特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年2月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月から62年3月まで

私は、会社を退職後、厚生年金保険に任意加入し、厚生年金保険被保険者期間が20年に達したので、国民年金には加入していなかった。

しかし、市役所から国民年金を納めてくださいとの文書が届いたので、昭和56年5月に国民年金に任意加入し、妻の国民年金保険料と一緒に自分の保険料をA銀行B支店に納付していた。

申立期間は未加入となっているが、当時は商売も順調であり、金銭的に困るようなことは無く、国民年金の被保険者資格喪失届や資格取得届を出した記憶は無く、私が所持している確定申告書にも、国民年金保険料を社会保険料控除額として記載しており、申立期間の保険料を納付していることは間違いない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間の前後3年を含む昭和56年から平成元年までの確定申告書控の「社会保険料控除」の欄を見ると、昭和56年から61年までの期間については一人分の、62年から平成元年については二人分の国民年金保険料の納付額が記載され、その金額は当時の国民年金保険料額とおおむね一致していることが確認でき、このうち、一人分の保険料が記載されている昭和57年及び58年については、妻の源泉徴収票で保険料控除が確認できることから、確定申告書控にある当該期間の国民年金保険料の一人分は、申立人の保険料と考えるのが自然である。

また、申立人は当該期間の前後を通じ事業経営は順調であったと主張

しているところ、確定申告書控の所得金額等の申告内容からも国民年金保険料の納付が困難な生活状況にはなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、厚生年金保険の受給資格を取得した後、国民年金に任意加入した昭和56年5月以降、申立期間を除いて国民年金保険料をすべて納付している上、一緒に納付したとする申立人の妻も、52年12月に国民年金に任意加入し、同時に付加年金にも加入し、60歳になる平成13年\*月まで国民年金保険料及び付加保険料をすべて納付していることから、申立人及びその妻の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められ、同年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月から52年3月まで

申立期間については、結婚後、私が妻の分と一緒に国民年金保険料の申請免除手続及び保険料納付をしていたので、妻の分が申請免除及び納付済みになっているのに、私の分が未納とされていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和50年4月\*日の結婚以降、私が妻の分と一緒に国民年金保険料の申請免除手続及び保険料納付を行ってきた。」と主張しているところ、社会保険庁の納付記録を見ると、申立期間を除き、同年4月から申立人の妻が満60歳で国民年金の被保険者資格を喪失する平成11年\*月までの間、夫婦共に同じ納付記録であることが確認できる。

また、申立人は結婚直後、すぐに実家から独立して生活が苦しかったので、夫婦の国民年金保険料を納付することは厳しかったと述べているところ、申立人の妻は申請免除の記録となっていることから、申立人の記憶とも符合する。

さらに、申立人の申立期間のうち、その妻の国民年金保険料の納付記録が納付済みとなっている期間について、申立人の納付記録が未納となっているのは申立期間以降の申立人夫婦の保険料の納付状況から見て、不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められ、同年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和23年3月31日）及び資格取得日（昭和23年12月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月31日から同年12月1日

申立期間について、社会保険事務所に記録照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた記録が確認できない旨の回答をもらった。

しかし、昭和20年6月9日から26年5月31日まで引き続き勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和20年6月9日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、23年3月31日に同資格を喪失後、同年12月1日において再度同資格を取得しており、同年3月から同年11月までの申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

しかしながら、複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、当時の複数の同僚は「申立人とは、当該事業所の事務室において、申立期間もずっと一緒に勤務していた。途中で退職したことはなかった。業務内容に変更はなかった。」と証言しており、当該同僚のいず

れも申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間前後の社会保険事務所の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録する特段の事情もわからぬことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和23年3月から同年11月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年4月までの期間及び60年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和45年10月から46年4月まで  
②昭和60年4月から61年3月まで

申立期間①については、私の国民年金の加入手続はA社の事業主が行い、国民年金保険料も給料から差し引いて事業主が納付してくれていた。

当時、私が働いていたA社の事業主は町会議員でもあったことから、国民年金については、うるさいくらい言っていたので、私の国民年金保険料は納付していたはずである。

申立期間②については、昭和60年4月に国民年金加入資格を任意喪失したとして、同年4月から61年3月まで未加入期間となっているが、国民年金保険料は納めていたはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「私の国民年金の加入手続は事業主が行い、国民年金保険料も給料から差し引いて事業主が納付してくれていた。」と主張しているが、保険料を納付したとする事業主は既に他界している上、亡き事業主が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料(預り証、家計簿等)は無く、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人が一緒に働いていたとして名前を挙げた同僚は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は事業主が行っていたとしているものの、当該同僚は、「私は見習としての採用であり、申立人は専門学



校を修了して勤務しているのに、条件は違っていたと思う。」としている上、この同僚は、申立人が20歳になる前の昭和41年ころには当該A社を退職していることから、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況についての具体的な証言を得ることはできなかった。

申立期間②については、市町村の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳(特殊台帳)を見ると、申立人は、昭和60年4月30日に国民年金の資格を喪失し、61年4月1日に第3号被保険者資格を取得するまでは国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月

私は、中学を卒業してすぐ、A県B市のC店に住み込みで働いたが、当時の店主が国民年金の加入手続や保険料納付の代行をしてきていた。給料の中から税金や国民年金保険料を天引きしていたはずなので、申立期間について、保険料が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「住み込みで働いていた当時の店主が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。」と主張しているものの、当時の店主に国民年金の加入手続及び保険料の納付の代行について確認したところ、「かなり昔のことなので、記憶が無い。国民年金については本人に任せていたと思うが定かではない。具体的なことは何も思い出せない。」と証言している上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年11月5日に払い出されており、その時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付の取扱いとなるが、店主及び申立人には過年度納付を行った記憶は無く、その形跡も見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 2 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 2 月から 56 年 3 月まで

13 年余り勤めた会社を辞め、A 市に戻り市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続をした。その時、市役所の担当者に、国民健康保険に加入すれば国民年金にも加入しなければならないと言われた。厚生年金保険の期間が 13 年余りしかなく、このままでは将来年金をもらえないことが分かっていたので、何の抵抗も無く国民年金に加入したことをはっきり覚えている。申立期間について国民年金保険料が未納になっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 56 年 6 月 29 日以降に払い出されていることが確認でき、同時点では申立期間の一部が時効により納付できないほか、申立人には申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶も無く、過年度納付を行った形跡も見受けられない上、申立人に対し、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで  
働きながら国家資格を取るために、住み込みで約 5 年間、A 県 B 市の C 社で働いた。昭和 61 年 4 月 1 日から新しい職場に勤めることになっており、1 日たりとも空白期間を作りたくなかったため、前日の同年 3 月 31 日を退職日に決めた。年金記録では厚生年金保険の資格喪失日が昭和 61 年 3 月 31 日になっているため、1 か月分が空白期間となっている。源泉徴収票を添付するので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している当該事業所に係る昭和 61 年の給与所得の源泉徴収票を見ると、申立人の退職日は同年 3 月 31 日と記載されている。

しかしながら、当該源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額は、3 か月分の社会保険料（厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料）が控除されたものとして計算した金額とほぼ同額であるところ、元同僚は、「当時の経理担当者から、『当月分の社会保険料は、翌月に控除している。』と言われたことがある。」と証言しており、当該事業所では、当月分の厚生年金保険料を翌月控除していたことがうかがわれることから、当該源泉徴収票の社会保険料控除額は、昭和 60 年 12 月から 61 年 2 月までの保険料であると推認される。

また、雇用保険の被保険者記録を見ると、申立人の離職年月日は昭和 61 年 3 月 30 日と記載されており、社会保険庁の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年6月1日から同年9月1日まで  
② 昭和35年4月1日から36年6月6日まで

私は、A社B支社長から平成21年1月16日付けで交付を受けた在職期間証明書のとおり、昭和33年6月1日から36年6月6日まで同支社C支部に業務員として勤務し、厚生年金保険に加入していた記憶がある。

厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、昭和33年9月1日から35年4月1日までの期間しか確認できなかったことに納得できない。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B支社長が交付した在職期間証明書により、申立人が申立期間に同支社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、同支社では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険への加入手続については不明としている。

また、同支社の現在の事務担当者は、「当時は、入社当初に試用期間や研修期間があり、その期間は厚生年金保険へは加入させず、加入後も一定期間ごとの営業成績により、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる場合があった。また、この取扱いは全国的なものであったと聞いている。」としている。

さらに、申立人は、「C支部への勤務は、常勤でなかったため、別の事業所に勤務することができた。」としており、申立期間中に別の事業所での厚生年金保険の加入記録が確認できる。

加えて、社会保険事務所が管理する当該事業所の申立期間に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立期間に該当する記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年1月から28年12月まで(日付不詳)  
② 昭和29年1月から34年8月まで(日付不詳)

申立期間に係る厚生年金保険の加入期間について照会したところ、加入記録が確認できない旨回答を受けた。

私は、申立期間①については、A社(現在は、B社)C支店(以下「C支店」という。)に、申立期間②については、D社(現在は、E社)F工場(以下「F工場」という。)において勤務していたはずであり、申立期間に係る勤務を確認できる写真を資料として提出していることや「飲食店G」の主人がF工場の寮に私が居たことを覚えているので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のC支店について、申立期間当時の元社員9人は、「申立人がC支店に勤務していたことは記憶に無い。」としている上、現在のB社に申立てに係る厚生年金保険の適用等について照会したところ、事業主は、「申立人の在籍、資格取得及び資格喪失のすべての確認が取れない。」と回答している。

また、申立人は昭和26年10月20日ころとするC支店の写真を資料として提出しているが、申立期間当時の元社員は、「写真にC支店長及び同僚は写っていない。」と証言している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が管理する当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、昭和23



年8月1日から29年6月1日までに被保険者資格を取得した65人の中に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

申立期間②について、元社員の証言により、申立人がF工場の独身寮に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、現在のE社に申立てに係る厚生年金保険の適用等について照会したところ、事業主は、「申立人の現姓及び旧姓共に該当する記録は無い。」と回答している。

また、申立人は、申立期間当時、F工場の寮に居たとしているが、申立期間当時の元社員は、「当時は、F工場には男子の独身寮が2か所あったが、女子社員は寮に居なかった。」、「申立人はF工場の独身寮（H寮）で食事や掃除等の賄いをしていたとのことであるが、独身寮で働いていたとすればF工場の社員ではなく嘱託職員と考えられる。また、厚生年金保険に加入していたかどうかは分からない。」と証言している。

さらに、申立人は、「『飲食店G』の主人がF工場の寮に居たことを覚えている。」としているが、同人は「申立人については全く記憶が無い。」と証言している。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。